

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 又 は 協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注3) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ザンビア	ザンビア共和国政府に対する贈与に 関する日本国政府とザンビア 共和国政府との間の交換公文	貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、貧困削減 に係る計画等に充当するための資金の贈与	300,000千円 -----	H28.7.15 ルサカで (同日)	日本側 小井沼紀芳在ザン ビア大使 パメラ・カバ ンバ財務次官	H28.7.28 308号
ザンビア	ザンビア共和国政府に対する贈 与に關する日本国政府とザンビ ア共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	H28.10.26 ルサカで (同日)	日本側 榊原修一在ザンビ ア臨時代理大使 フェリックス ・ムカタレイ財務大臣	H28.12.2 458号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。